

福生市議会議員 木 本 吉 典

委員 田 村 昭 雄

建設委員会

昭和四十七年六月二十三日

本日の議事を報告いたします。

本委員会に付託された建設委員会の結果、原案を可決すべきものと決定した。

三 委員会開会日 昭和四十七年六月二十三日 午後八時

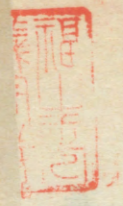
二 委員会付託日 昭和四十七年六月二十日（第二回福生市議会定例会）

（賛成）

（不入及び不出予算のこと、建設委員会）

昭和四十七年度福生市一般会計補正予算（第二回）

議案第三十九号 建設委員 田村昭雄



審査報告

議案審査報告書

一件

名 議案第三十九号 昭和四十七年度福生市一般会計補正予算（第二号）（才出予算のうち建設委員会所管分）

二 委員会付託月日 昭和四十七年六月二十日（第二回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和四十七年六月二十二日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

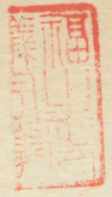
昭和四十七年六月二十二日

建設委員会

委員長 高 波

忠

福生市議会議長 末 次 性 男 殿



審査報告

議案 審査報告書

一件

名 議案第三十九号

昭和四十七年度福生市一般会計補正予算（第二号）（才出予算のうち厚生委員会所管分）

二 委員会付託月日

昭和四十七年六月二十日（第二回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日

昭和四十七年六月二十一日 午前十時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十七年六月二十一日

厚生委員会

委員長

岩 田

博

福生市議会議長 末 次 性 男 殿

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第四十号 昭和四十七年度福生市福生都市計画福生土地区

画整理事業会計補正予算(第一号)

二 委員会付託月日 昭和四十七年六月二十日 (第二回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和四十七年六月二十二日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十七年六月二十二日

建設委員会

委員長 高 波

忠

福生市議会議長 末 次 性 男 殿



審査報告

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第四十一号 市道路線の認定について

二 委員会付託月日 昭和四十七年六月二十日 (第二回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和四十七年六月二十二日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を認定すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

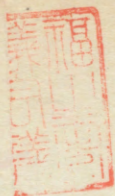
昭和四十七年六月二十二日

建設委員会

委員長 高 波

忠

福生市議会議長 末 次 性 男 殿



審査報告

請願審査報告書

一件

名 請願第四号 雨水の排水処理に関する請願書

二 委員会付託月日 昭和四十七年六月二十日 (第二回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和四十七年六月二十二日 午前九時

本委員会に付託された右請願については、審査の結果、つぎの意見を付して採択のうえ
執行機関に送付すべきものと決定した。

(意見)

願意は了とされるので、排水処理について努力されたい。

右のとおり報告いたします。

昭和四十七年六月二十二日

建設委員会

委員長 高 波

忠

福生市議会議長 末 次 性 男 殿

審査報告

請願審査報告書

一件

名 請願第五号 老人クラブ運営費補助に関する請願書

二 委員会付託月日 昭和四十七年六月二十日 (第二回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和四十七年六月二十一日 午前十時

本委員会に付託された右請願については、審査の結果、つぎの意見を付して採択のうえ執行機関に送付すべきものと決定した。

(意見)

願意は了とされるので、補助について善処されたい。

右のとおり報告いたします。

昭和四十七年六月二十一日

厚生委員会

委員長 岩田 博

福生市議会議長 末次 性 男 殿

審査報告

陳 情 審 査 報 告 書

- | 一 件 名 | 陳情第三号 | 行政区域の変更に関する陳情書 |
|-----------|--------------|----------------|
| 二 委員会付託月日 | 昭和四十六年六月二十五日 | (第二回福生市議会定例会) |
| 三 委員会開会月日 | 昭和四十六年七月二十日 | 午前九時 |
| | 昭和四十六年八月二十三日 | 午前九時 |
| | 昭和四十六年九月二十二日 | 午前九時 |
| | 昭和四十六年十二月二十日 | 午前九時 |
| | 昭和四十七年二月十四日 | 午前九時 |
| | 昭和四十七年三月二十七日 | 午前九時 |
| | 昭和四十七年四月二十六日 | 午前九時 |
| | 昭和四十七年六月二十三日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果、つぎの意見を付して採択のうえ、執行機関に送付すべきものと決定した。

(意見)

願意は了とされるので、行政区域の変更についてその実現に努力されたい。
右のとおり報告いたします。

昭和四十七年六月二十三日

総務委員会

委員長 田 村 匡 雄

福生市議会議長 末 次 性 男 殿

議案第 六十 号

公営国民健康保険と国民健康保険組合の格差是正に関する意見書

右の議案を提出する。

昭和四十七年六月二十九日

提出者 岩 田 博
賛成者 志 村 秀 雄

〃 貫 井 喜 代 次

〃 中 曾 根 実

〃 関 米 吉

〃 宮 沢 良 一

〃 塩 野 鉄 之 助

福生市議会議長

末 次 性 男 殿



公営国民健康保険と国民健康保険組合の格差是正に関する意見書

今日、社会保障制度の一環として国民皆保険が実施されているが、建設労働者は昭和四十五年五月に日雇労働者健康保険の擬制適用が廃止されて以来、これに代わるものとして建設国民健康保険組合を設立し、高額な料金負担による運営を余儀なくされており、一部では右組合の保険料負担に耐えられず、公営の国保に加入している者が多人数に及んでいる実情にあります。

よつて、政府においてはこれら実態を充分に認識され国保の向上、充実を図るため医療制度の改善に努力されるよう強く要望する。

記

一、大巾な国庫負担をもつて建設労働者に相応した労働者保険をつくり適用されたい。尙、当面の対策として建設国民健康保険組合に対する補助金の増額を図り公営国民健康保険との格差是正を図られたい。

一、大巾な国庫負担の増額により病気のと看安心して治療を受けられるよう公営国民健康

保険の世帯主に対する十割給付を実施されたい。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和四十七年六月二十九日

東京都福生市議会

議長 末 次 性 男

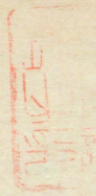
内閣総理大臣

厚生大臣（各 通）

労働大臣



陳情第八号



ホテル保護条例の設置に関する陳情書